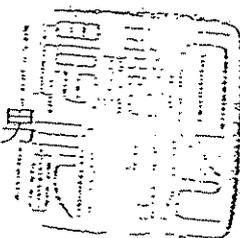


諮問第39号
環大企第250号
平成8年7月25日

中央環境審議会会長
近藤次郎 殿

環境庁長官 岩垂寿喜男



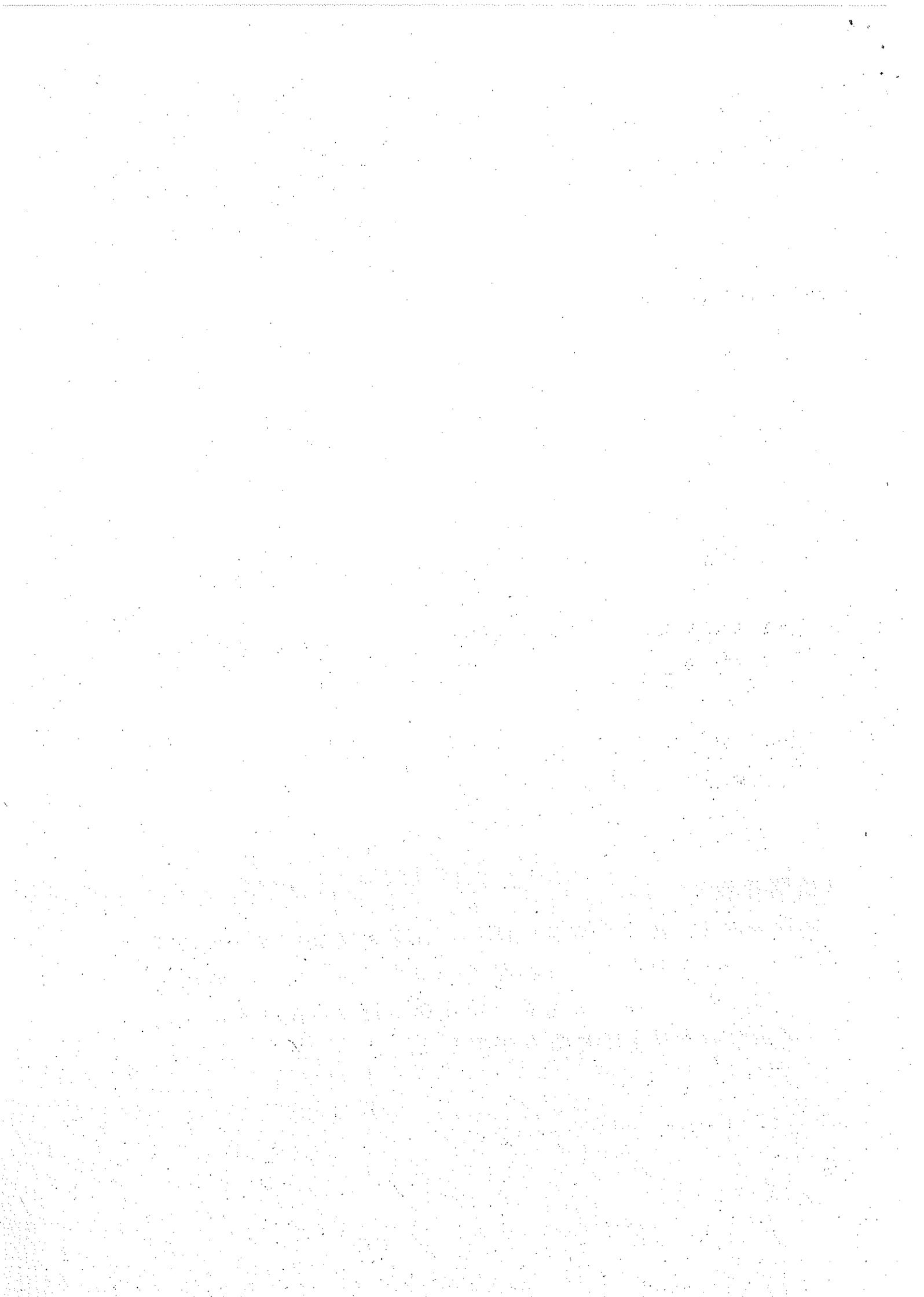
騒音規制法の規制対象施設の在り方について（諮問）

環境基本法第41条第2項第3号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「騒音規制法の規制対象となる特定施設の在り方について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

騒音規制法に基づく規制に関し、近年の騒音に係る苦情等の実態に的確に対応し、生活環境の保全を図るため、同法の規制対象となる工場・事業場に係る特定施設の在り方について貴審議会の意見を求めるものである。

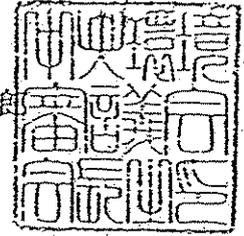




中環審第77号
平成8年7月25日

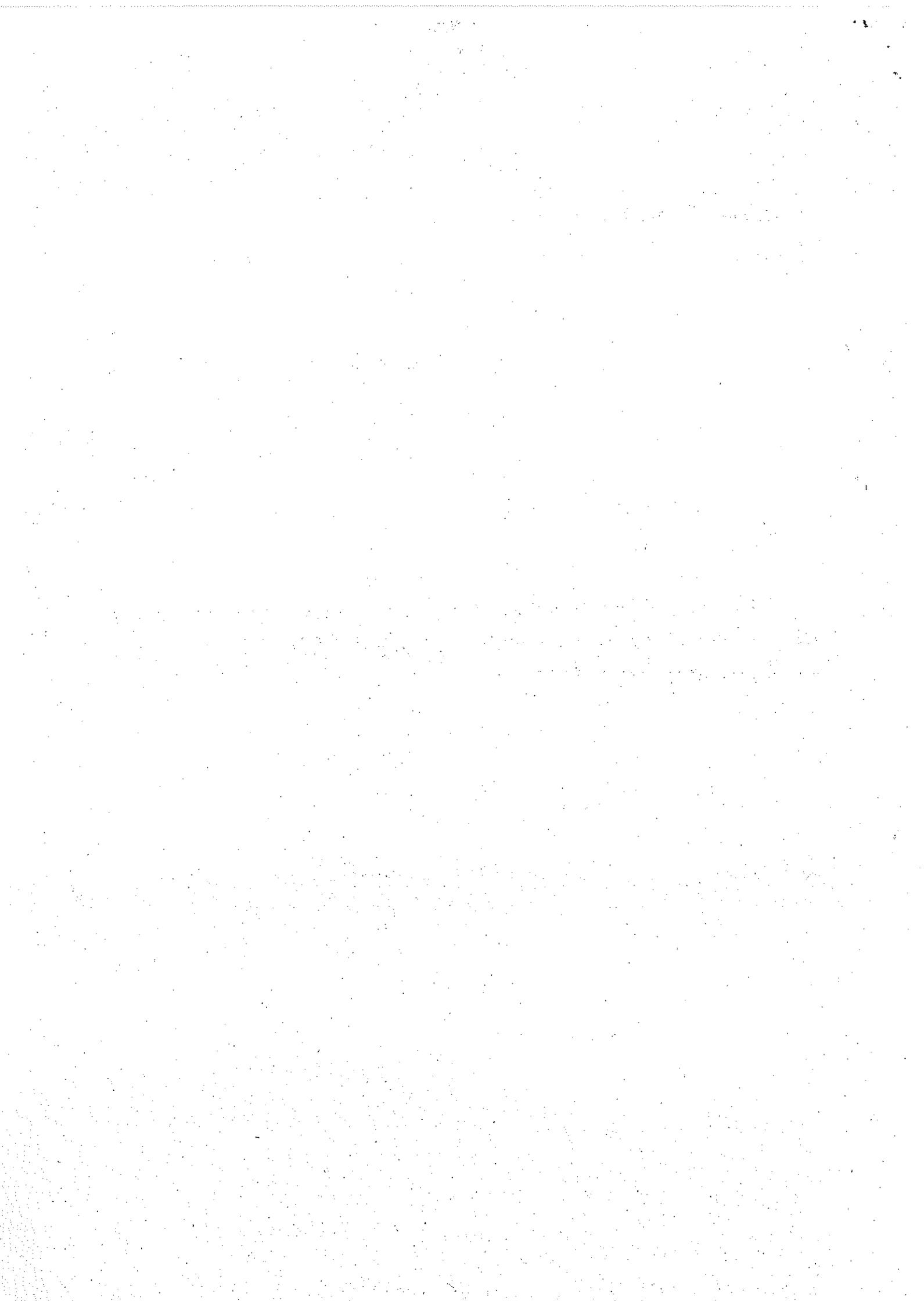
中央環境審議会騒音振動部会
部会長 石井 聖光 殿

中央環境審議会
会長 近藤 次 郎



騒音規制法の規制対象施設の在り方について（付議）

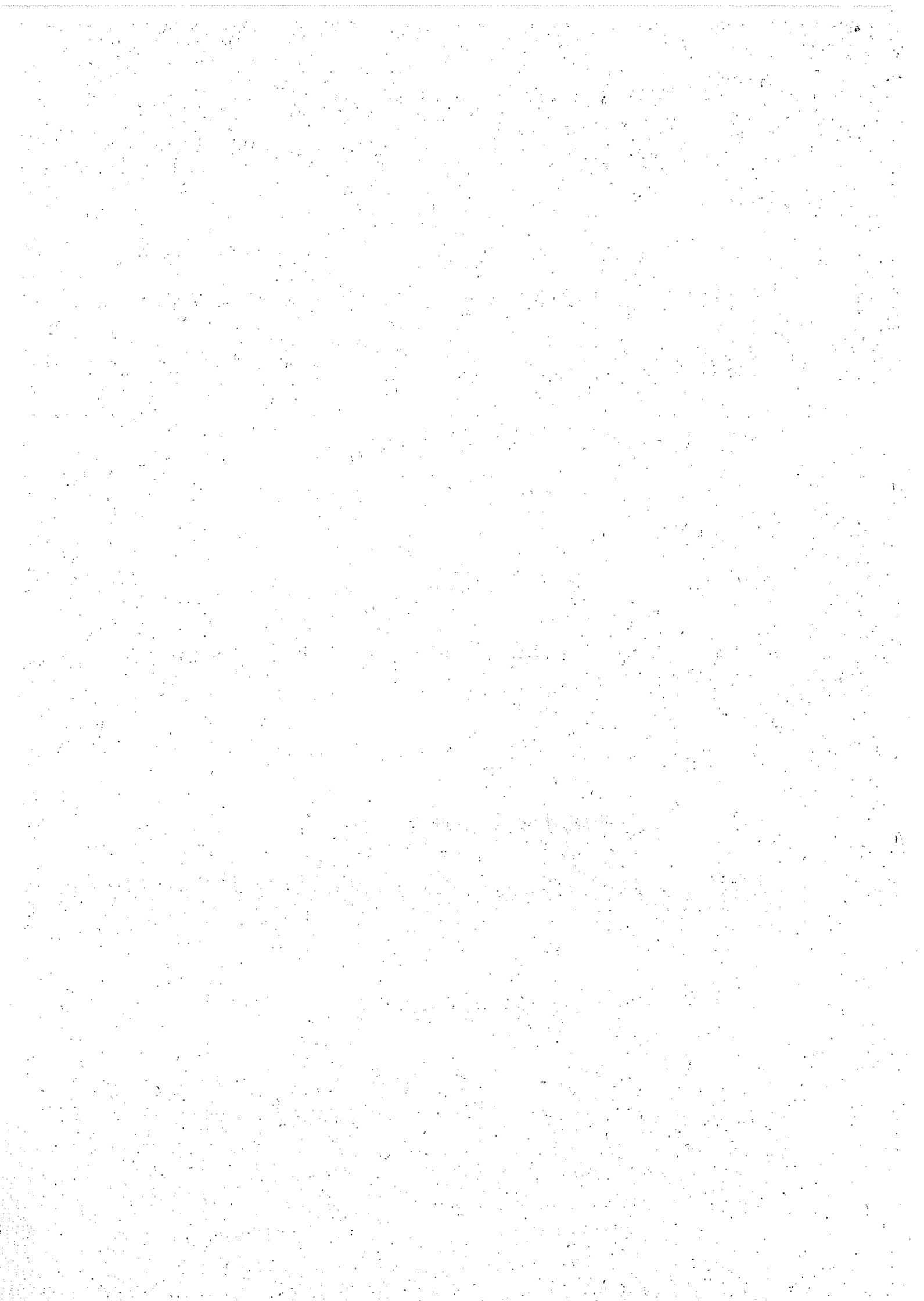
平成8年7月25日付け環大企第250号をもって、環境庁長官より当審議会
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、騒音振動部会に付議する。



騒音規制法の規制対象
施設の在り方について
(中間答申)

平成8年11月28日

中央環境審議会



中環審第88号
平成8年11月28日

環境庁長官
石井道子殿

中央環境審議会
会長 近藤次郎

騒音規制法の規制対象施設の在り方について（中間答申）

平成8年7月25日付け諮問第39号により中央環境審議会に対してなされた「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（諮問）」について、当審議会は検討審議を行った結果、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので中間答申する。

なお、当審議会においては、上記諮問事項につき引き続き検討を進めていくこととし、その結果がまとまり次第更に答申を行う予定である。

騒音規制法の規制対象施設の在り方について

平成8年7月25日付け諮問第39号により中央環境審議会に対し諮問のあった「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」については、騒音未規制施設専門委員会において検討され、その結果が別添の専門委員会中間報告にとりまとめられた。

騒音振動部会においては、上記中間報告を受理し、審議した結果、近年の騒音に係る苦情等の実態に的確に対応し、生活環境の保全を図るためには、騒音未規制施設専門委員会の中間報告を採用し、早急に騒音規制法の規制対象施設の追加を行うとともに、引き続き規制対象施設への追加を含む対策について検討することが適当であるとされた。

よって、本審議会は、以下のとおり答申する。

1 早急に騒音規制法の規制対象施設に追加すべき施設

切断機（といしを用いるものに限る。）を早急に規制対象施設に追加することが適当である。

なお、追加対象となる施設は、工場・事業場に設置されるもの（移動型のものをボルト等により固定して設置するものを含む。）である。

2 規制対象施設への追加等について更に検討が必要な施設

ボイラ、冷凍機及び冷却塔（クーリングタワー）については、今回の追加対象とはせず、規制対象施設への追加を含む対策の在り方について更に検討を行う必要がある。

3 今後の検討に当たっての課題

騒音苦情の原因となる発生源は非常に多様であり、苦情の発生原因として、住居と工場・事業場との混在（近接）、施設の設置場所が敷地境界に近接、十分な防音対策が施されていないといったケースもある。

このため、今後規制対象施設の追加等を検討するに当たっては、都市・生活型の施設への対応、低騒音型施設の普及、現行の特定施設の考え方の見直しや騒音の評価手法の在り方等を含め、幅広い見地から検討する必要がある。

切断機（といしを用いるものに限る。）

1 概要及び種類

(1) 概要

金属の丸棒、型钢等の材料を所定の寸法に切断する機械。1～3mm程度の薄い砥石車を高速回転させて切断作業を行うもので、一般に高速切断機と呼ばれている。

(2) 日本標準商品分類上の名称

日本標準商品分類では「金切りのこ盤及び切断機」のうち、といしを用いる切断機に該当。

(3) 規制対象の範囲

規制対象となる施設は、工場・事業場に設置されているもの（移動型のものをボルト等により固定して設置するものを含む。）である。

2 自治体における規制の状況

(1) 条例規制の状況

平成7年度現在、条例規制を行っている都道府県及び政令指定都市は28自治体。

(2) 苦情

平成6年度の苦情件数は、全国で74件。

3 施設の実態

(1) 普及状況

都道府県アンケートより推定すると、全国で概ね5万台。

(2) 騒音レベル

これまでに現場において実施された調査の結果、定格出力の如何にかかわらず施設から1mの地点で80dBを超過。

(3) 当該施設の種類

これまでに実施された調査の結果では、約1割が固定型、約3割が移動型のものをボルト等により固定して設置、約6割が移動型。

4 すそ切り

上記3の結果からすそ切りは行わない。

切断機(とじしを用いるもの)

